

「中小企業魅力発信支援事業」 募 集 要 項

1 趣 旨

鹿児島地域振興局管内（鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村。以下「鹿児島地域」という。）に事業所を有する中小企業者が求職者へ企業の魅力を発信するための動画や資材を制作するなどの経費の一部補助を行います。

2 対象となる事業

対象事業は，以下に示す(1)から(4)までの要件の全てに該当する事業です。

- (1) 求職者へ企業の魅力を発信するための動画や資材を制作するなどの事業であること。
- (2) 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- (3) 同一年度において，県の補助等を受けていない事業であること。
- (4) 事業が令和7年12月10日（水）までに完了するものであること。
- (5) 事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行うことが見込めるものであること。

3 補助金の交付対象者

補助金の交付の対象となる者は，次の要件の全てを満たすことが必要です。

- (1) 鹿児島地域に主たる事業所を有する中小企業者とします。ただし，次に掲げるいずれかに該当するものは，大企業とみなして補助対象者から除きます。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
 - (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が，暴力団員等であると認められる法人等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等
 - エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している法人等
 - カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- 上記(2)のアからキに掲げる用語の意義は，以下に定めるところによります。

(7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(ウ) 法人等 法人その他の団体をいう。

(エ) 役員等 次に掲げる者をいう。

① 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

② 法人格を有していない中小企業者にあつては、代表者、その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

4 補助金額

補助金額は、補助対象経費（消費税を除く）の2分の1以内で、30万円を上限とします。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年12月10日（水）までとします。

6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

項 目	内 容
委託料	外部委託により行う動画制作に要する経費
需用費	P R 資材等制作費（チラシ、パンフレット等） 出店ブース装飾品制作費（のぼり旗、タペストリー等）
使用料	出展用機材リース代

※1 領収書、明細書等が明らかなでない経費については、補助対象外とします。

※2 補助対象となるかについては、別添「Q & A」を確認いただき、疑義のある場合は事前にお問い合わせください。

7 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和7年5月19日（月）～ 令和7年6月18日（水）（必着）

なお、応募状況によっては、追加募集を行う場合があります。

(2) 応募方法

郵便等、電子メール又は持参により(3)の書類を(4)の応募先まで提出してください。

・持参の場合は、受付時間を平日9時から17時とします。

・電子メールの場合は、送付後必ず電話で受領確認を行ってください。

※ 6月18日（水）を過ぎた書類は受付できませんので御注意ください。

(3) 応募書類

ア 中小企業魅力発信支援事業企画書（別記第1号様式）

イ 事業計画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 添付書類（A4版とします。）

(ア) 定款・規約（書式は自由です。）

(イ) 役員名簿，法人でない中小企業者の場合は構成員名簿（書式は自由です。）

(ウ) 直近の決算書，法人でない中小企業者の場合は青色申告決算書等，又はこれに代わるもの。

アからウの様式は，県のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は返却いたしませんので予め御了承ください。

(4) 応募先

鹿児島地域振興局 総務企画部 総務企画課

中小企業魅力発信支援事業担当

〒892-8520 鹿児島市小川町3番56号

電話 099-805-7206

Eメール：kago-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

8 審査・選考方法

補助金の交付対象中小企業者は，応募書類をもとに，書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後，選考・決定いたします。

なお，必要に応じて，聞き取り確認を実施いたします。

9 審査基準

選考における主な視点は次のとおりです。

- (1) 制作する動画やPR資材などが採用ブランディングに結びついているか。
- (2) ターゲット層に有効で採用応募者の増加など効果が期待できるか。
- (3) 実施計画（内容，スケジュール，制作体制，外注先など）が具体的で実現の可能性があるか。
- (4) 制作物を活用して継続的に採用活動を改善する意欲が見られるか。
- (5) 費用が妥当であるか。

10 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は，応募いただいたすべての中小企業者に対して，文書にてお知らせします。

(2) 補助金の交付申請

補助対象に選定された中小企業者については，次の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

(3) 補助金の交付

補助金は、事業完了後、中小企業者からの実績報告を受けて精算いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で補助対象額が減少した場合は補助金の一部を返還していただくことがありますので、御注意ください。

11 報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して 20 日以内又は令和7年12月10日（水）のいずれか早い日に、次の書類等を提出していただきます。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し
- (4) 動画制作の場合はその動画
- (5) 事業に関連する写真・資料等
- (6) 事業成果調書

12 事業のスケジュール

項 目	内 容
募集期間	【令和7年5月19日（月）～令和7年6月18日（水）】
審査・選考	【令和7年6月下旬】
結果通知	【令和7年7月上旬】
交付申請 交付決定	【令和7年7月上旬以降】

13 事業の流れ

	申請中小企業者	鹿児島地域振興局
申 請	①事業の計画 ↓ ②応募書類提出 ⑤選考結果通知書受理 ⑥補助金交付申請書類提出	③応募書類受理，審査の実施 ↓ ④補助中小企業者決定，選考結果通知書送付 ⑦補助金交付申請書類受理 ↓ ⑧補助金交付決定通知書送付

事業実施	⑨交付決定受理後，事業実施 ※1 事業実施中に事業内容の変更や金額の変更が生じる場合は必ず事前に連絡してください。 ※2 事業開始後は進捗状況を報告してください。（月1回程度）	
事業完了	⑩事業終了後，実績報告書類提出	⑪実績報告書類受理，内容確認 ↓ ⑫補助金交付確定通知書送付
支 払	⑬確定通知書受領後，請求書提出 ⑮補助金受領（口座振込）	⑭請求書受理，支払（口座振替払）

14 その他

- (1) 鹿児島地域振興局では，令和7年12月12日（金）に高校生・若者を対象とした企業説明会をカクイックス交流センターで開催する予定です。

参加企業は今後募集する予定ですが，同説明会で活用していただくことも想定しています。

（中小企業魅力発信支援事業補助金を受けた者が同説明会に参加する義務を負うものではありません。）

- (2) 制作した動画は県のホームページ等で紹介させていただくことがあります。

15 お問い合わせ先

鹿児島地域振興局 総務企画部 総務企画課

中小企業魅力発信支援事業担当

〒892-8520 鹿児島市小川町3番56号

電話：099-805-7206

Eメール：kago-sochi@pref.kagoshima.lg.jp